

独国青助第 2 1 号
令和 2 年 5 月 1 5 日

助成団体 各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長 鈴木 みゆき

緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う子どもゆめ基金助成金の対応について

5 月 14 日の第 34 回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 3 項に基づき緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたことに伴い、標記については下記のとおり措置致します。

記

1. 特定警戒都道府県

特定警戒都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県）については、令和 2 年 4 月 17 日付、独国青助第 17 号で通知のとおり、緊急事態の解除までの間に助成活動の実施を計画している場合は、当該活動の延期（令和 2 年度中に限る。）を要請するとともに、延期が困難な場合は中止を要請します。なお、活動の延期又は中止を行う場合は、子どもゆめ基金担当までご連絡下さい。また、緊急事態の解除までの間に実施する助成活動に対して、子どもゆめ基金助成金を交付しないものとします。

2. 緊急事態措置の対象とならない都道府県

上記 1 の特定警戒都道府県以外の県については、団体の所在地及び活動地における都道府県並びに市区町村の方針に従い、助成活動の実施については適切に判断頂きますようお願い致します。

※助成活動は 10 名以上募集して頂く必要があります。

【国の方針：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（令和2年5月14日事務連絡）緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について～抄～】

○外出

①特定警戒都道府県

- ・外出の自粛について協力要請を行うとともに、都道府県をまたいで人が移動することと等について外出自粛を促す。

②緊急事態措置の対象とならない都道府県

- ・不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染症防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでにクラスターが発生している施設や「三つの密」のある場所についても外出を避けるよう呼びかける。
- ・緊急事態措置の対象とならない都道府県相互間であっても、特に緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っている間は、相対的にリスクの高い地域との移動は避けるべきものであることに留意すること。

○イベント

①特定警戒都道府県

- ・比較的少人数等のイベント等を含め、引き続き、イベント等の開催制限に関しては、主催者に慎重な対応を求める。

②緊急事態措置の対象とならない都道府県

- ・全国的かつ大規模な催事等（一定規模以上のもの）の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう主催者に慎重な対応を求めていることから、イベント開催の可否を判断するにあたっては、当面、屋内ではあれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること、屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）を目安としつつ、適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）が実施されていることを前提に、開催することが考えられる。

【参考情報】

○関連情報ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症対策の対応について（内閣官房ホームページ）

<https://corona.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

子どもゆめ基金

TEL : 0120-579081

（平日 9:00~17:45）

E-Mail : yume@niye.go.jp